

中国の労災について

主任兼首席パートナー弁護士 張春偉

1、中国の社会保険の概況

中国の現地法人は、従業員に対し社会保険(養老保険、医療保険、生育保険、労災保険、失業保険の合計5種類)に加入させることが、法で義務づけられています。

社会保険料の納付基数は、当該従業員の前年度の平均月給となりますが、社会保険料の会社と従業員の負担比率は、地方によって異なります。2011年7月から、上海の会社と従業員の負担比率は下記表のようになっています。

社会保険金	会社の納付部分	個人の納付部分
(1) 養老保険金	基数(*) × 22%	基数 × 8%
(2) 医療保険金	基数 × 12%	基数 × 2%
(3) 失業保険金	基数 × 1.7%	基数 × 1%
(4) 出産保険金	基数 × 0.8%	0
(5) 労災保険金	基数 × 0.5%	0
合計	基数 × 37%	基数 × 11%

(*:上海では、納付基数の上限と下限が設けられています。上限は、前年度上海市従業員の平均月給の3倍、下限は、前年度上海市従業員の平均月給の60%となります。上海市の2011年度従業員平均月給は4331元です。よって、上海で登録した会社の、社会保険料の会社納付分の上限は、4331元 × 3倍 × 37% = 4807.41元/月、下限は、4331元 × 60% × 37% = 961.482元/月となります。)

2、労災保険について

前記の通り、会社は毎月、前年度の平均月給の0.5%を労災保険金として納めることとなっています。労災の認定基準、労災発生時に会社がとるべき手続き、支払う費用については、以下の通りです。

(1) 労災の定義

中国では、勤務先で怪我をしても、すべて労災に当てはまるというわけではありません。中国の「労災保険条例」(2011年1月1日改正)では、労災は次の事由で発生した傷害に限定し、それ以外の事由で傷害を受けても、労災にならないと定めています。

中国の労災について

- ①労働時間(残業時間を含む)及び労働場所内(出張先を含む)において、業務上の原因による事故傷害を受けたとき、又は、業務上の職責の履行に起因し暴力等の予想外の傷害(例えば、警備員が侵入者に刺されたなど)を受けたとき
従業員が労働時間において私用のため外出した場合、または労働場所において業務と無関係の事由で傷害を受けた場合、労災と認定されません。
- ②労働時間の前後に労働場所内において、労働と関係する予備的な、または仕上げ部分の労働に従事し事故傷害を受けたとき
- ③職業病に罹患したとき
- ④業務による外出期間において、業務上の原因による傷害、又は事故が発生し行方不明になったとき
- ⑤出退勤の途中において、主要責任が本人にはない交通事故または都市軌道交通、乗客運送フェリーもしくは列車の事故による傷害を受けたとき
- ⑥労働時間及び業務上の職位において、突発的疾患により死亡し、又は48時間内(「48時間」の起算点は、医療機構の初診断時点とする)に救急治療を受けたが死亡したとき
- ⑦危険緊急対応・災害救助など、国家及び社会のための公益活動において傷害を受けたとき
- ⑧過去に兵役につき、戦争又は公務により負傷して後遺障害が残り、それにより既に革命傷痍軍人証を取得しており、雇用事業所に就職後その障害が再発したとき。

また、上記の状況に合致しても、犯罪、又はアルコールや薬物乱用による酩酊状態にあった場合、故意による後遺障害、又は自殺による傷害である場合、労災とは認められません。

(2) 労災が発生した場合の手続き

労災が発生した場合の流れは、通常、労災認定手続き、労働能力鑑定手続き、労災待遇申請手続きの順となります(障害がきわめて軽度の場合、労働能力鑑定手続きをせずに、労災認定手続きをした後、労災待遇申請手続きをすることもできます)。詳細は以下の通りです。

■ 労災認定手続き

従業員が被災した場合、会社は会社所在地の労働部門に労災認定手続きを申請します。労災と認定された場合、労災認定書が発行されます。前述した通り、法律で定められた労災の成立条件を満たさない場合、労災と認定されません。

■ 労働能力鑑定手続き

労災が認定され、被災従業員が治療を経て傷害状況が比較的安定した後、後遺障害が存在し、又は労働能力が影響を受けている場合、会社は、所在地の労働能力鑑定委員会へ労働能力鑑定手続きを申請します。通常、きわめて軽度の傷害である場合を除き、従業員の傷害状況がある程度安定してから申請します。

労働能力鑑定結果は、11段階に分かれています。労働能力障害なし、労働能力障害10級、労働能力障害9級……労働能力障害1級(1級が一番重い)です。

中国の労災について

■ 労災待遇申請手続き

障害がきわめて軽度であるため労働能力鑑定手続きを申請していない場合や、労働能力鑑定で労働能力障害なしと認定された場合、会社と従業員は、労災保険基金(機構の名前)に労災の治療で発生した治療費領収書を提出し、その精算を申請することができます。

つまり、労災認定がなされるまでの期間は、本人が治療費を全額自己負担します。この労災認定がなされるまでの期間は概ね 2, 3週間程度です。

その際、会社は従業員の労災治療期間における賃金を支払う必要があります。その計算基準は、被災前の12ヶ月の平均月給です。

労働能力鑑定手続きをし、労働能力障害1~10級と認定された場合、従業員は労災待遇を受けることができます。労災待遇の種類は障害のレベルによって、次のような補助、手当があります。会社と労災保険基金が共に負担します。

会社と労災保険基金の負担分について、○と×の形で表にしました。ご参考ください(上海市の現行の法規によります。中国では地方により状況が異なります)。

番号	内容	会社	労災保険基金
1	被災により休養する期間の賃金	○	×
2	労働能力鑑定費用	×	○
3	食事代、交通費、宿泊費	×	○
4	労災医療費用、リハビリ費用	×	○
5	身体障害が残った場合の補助器具費用	×	○
6	生活介護費用	×	○
7	障害手当		
	労働能力障害1~4級	×	○
	労働能力障害5~6級	○	×
	労働能力障害7~10級(障害手当なし)	×	×
8	一時的な障害補助金	×	○
9	一時的な労災医療補助金	×	○
10	障害就業補助金	○	×
11	忌引き補助金、親族の扶養救済金、被災死亡補助金	×	○

中国の労災について

つまり、労働能力障害1～10級と認定された被災従業員に会社側が支払う費用は、以下の通りとなります。

① 労災を治療する期間における賃金

計算基準は、前述したように、被災前の12ヶ月の平均月給となります。通常、最長12ヶ月分を支払います。

② 障害就業補助金(労働契約を解除する際に支払う。金額は、労働能力障害のレベルによる)

労働能力障害5級の従業員であれば、前年度上海市従業員の平均月給の18ヶ月分となります。以下、6級15ヶ月分、7級12ヶ月分、8級9ヶ月分、9級6ヶ月分、10級3ヶ月分となります。

③ 毎月の障害手当(労働関係を保留したが、仕事することができず出勤しない労働能力障害5～6級の被災従業員のみが対象となっています。会社側は労働能力障害5～6級の従業員を、一方的に解雇することができません。詳細は、「(3) 労働契約の処理について」をご参考ください。

労働能力障害5級の従業員であれば、被災前12ヶ月の平均月給の70%、6級はその60%となります。

(3) 労働契約の処理について

労働能力障害1～4級の従業員は、仕事の義務が免除され、その労働契約は、自動的に定年まで延長されます。会社はその労働契約期間中、社会保険(医療保険のみ)を納付する義務のみ負います。

労働能力障害5～6級の従業員については、従業員が自ら労働関係の解除を申し出ない限り、労働契約の期間は、自動的に定年まで延長されます。つまり、会社はその従業員の定年まで、毎月障害手当を支払わなければなりません。

また、労働能力障害7～10級の従業員は、自ら労働関係の解除を申し出るか、又は労働契約が満期になった時点で、労働契約は終了します。